

令和9年度 太子町学童保育園誓約書（重要事項確認書）

※申し込み時に入園申請書兼保育児童台帳とあわせてご提出ください。提出がない場合は、受付ができません。

※お子様お一人ごとに一枚必要です。

下記の項目について、確認をお願いします。

項目	確認・誓約事項	☑ 欄
保育料等	保育料、おやつ代の日割りはありません。	
	① 「休園届」「退園届」「変更届」などの提出が期日に間に合わなかった場合も、保育料等費用が発生します。	☐
	② 入園保留（待機）状態も含め、学童保育園を利用する必要性が無くなった場合、「取下げ届」を提出します。 提出がない場合は、入園の意思があるとみなします。	☐
	③ おやつ提供時間より前にお迎えがある場合も、おやつ代が発生します。	☐
利用時間等	④ 保育料等を滞納した場合は、入園許可を取り消すことがあります。	☐
	⑤ 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪等の警報が太子町に発令された日は、「太子町学童保育園でのきまり」の内容に沿って利用します。また、開園中の警報等緊急事態時は速やかなお迎えに協力します。	☐
	⑥ 土曜日・長期休業中の開園時刻は午前8時です。午前7時30分から午前8時の間は準備時間となっています。この間に発生した事故等につきましては、保護者の責任の下にあることを同意します。 また、閉園時刻は午後7時です。午後7時までにお迎えがない場合は、入園許可を取り消すことがあります。	☐
学童保育園運営	⑦ 利用曜日・利用時間は保護者の就労等で留守家庭となる曜日・時間帯に限りします。	☐
	⑧ 故意でない場合も、施設や備品等を損壊した場合、費用は全額保護者負担となることがあります。	☐
	⑨ 児童または保護者が「支援員の指導に従わない」、「支援員・他の児童への暴力・迷惑行為」等、学童保育園の運営に支障を及ぼす行為が続く場合は、入園許可を取り消すことがあります。	☐
	⑩ 児童の健康状態、保護者の就労環境の変更等は遅滞なく学童保育園に申し出ます。	☐
申請書類	⑪ 学童保育園を欠席する場合は、学童保育園に、必ず保護者から事前に連絡します。無断欠席が続くと、入園許可を取り消すことがあります。	☐
	⑫ 就労状況の確認のため、就労先に確認することがあります。（現地確認を含みます。）申請内容に事実との相違や虚偽があった場合、入園許可を取り消すことがあります。	☐
	⑬ 利用予定者の把握のため、適宜、シフト表等の提出を求めることがあります。	☐
	⑭ 学童保育園の運営について、小学校や民間学童保育園等関係機関と連携する必要が生じた場合、必要な範囲で申請書類または児童の状況等についての内容を情報共有することがあります。	☐
	⑮ 「令和9年度太子町学童保育園入園のご案内」を確認し、内容を理解しました。	☐

上記の事項すべての内容を確認・同意した上で、学童保育園の入園を申請します。

令和 年 月 日

〒 -

住所 太子町

保護者名

学童名

学童保育園

児童名

（令和9年度

年生）